

宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十九号部改正（案））

改正案	現行
<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一百号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一（三十略）一（三十略）</p> <p>三十一 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第九条第一項から第三項まで</p> <p>2 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地の貸借の契約については、前項に規定する制限のうち、都市計画法第五十二条の三第二項及び第四項、第五十七条第二項及び第四項並びに第六十七条第一項及び第三項、新住宅市街地開発法第三十一条、新都市基盤整備法第五十条、流通業務市街地の整備に</p>	<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一百号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>2 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地の貸借の契約については、前項に規定する制限のうち、都市計画法第五十二条の三第二項及び第四項、第五十七条第二項及び第四項並びに第六十七条第一項及び第三項、新住宅市街地開発法第三十一条、新都市基盤整備法第五十条、流通業務市街地の整備に</p>

関する法律第三十七条第一項、公有地の拡大の推進に関する法律第  
四条第一項及び第八条並びに文化財保護法第四十六条第一項及び第  
五項の規定に基づくもの以外のもので、当該宅地に係るものとする  
。

3 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるも  
のは、建物の貸借の契約については、新住宅市街地開発法第三十二  
条第一項、新都市基盤整備法第五十一条第一項、流通業務市街地の  
整備に関する法律第三十八条第一項及び農地法第七十三条第一項の  
規定に基づく制限で、当該建物に係るものとする。

関する法律第三十七条第一項、公有地の拡大の推進に関する法律第  
四条第一項及び第八条並びに文化財保護法第四十六条第一項及び第  
五項の規定に基づくもの以外のもので、当該宅地に係るものとする  
。

3 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるも  
のは、建物の貸借の契約については、新住宅市街地開発法第三十二  
条第一項、新都市基盤整備法第五十一条第一項、流通業務市街地の  
整備に関する法律第三十八条第一項及び農地法第七十三条第一項の  
規定に基づく制限で、当該建物に係るものとする。